

特許行政のいまがわかる

とつきよ

vol. 27

4・5月号 平成28年3月25日



特集1 p4

特許情報分析を 活用してください

中小企業等特許情報分析活用支援事業



- p2 [\[全国の特許室を訪ねて\]](#) 四国経済産業局 特許室
- p11 [\[特集2\]](#) 営業秘密・知財戦略相談窓口「営業秘密110番」が1周年を迎えました
- p14 [\[知恵と知財でがんばる中小企業\]](#) 株式会社タニタ
- p16 [\[イベント報告\]](#) グローバル知財戦略フォーラム 2016 / 巡回特許庁 in 中部
- p17 [\[全国ご当地ブランドめぐり\]](#) 氏家うどん (栃木県) / 中津からあげ (大分県)
- p18 [\[JPO通信\]](#) 2016年1月・2月の主な出来事
- p20 [\[マンガで見る知財の歴史 Vol.27\]](#) 世界初「胃カメラ」を発明した 杉浦睦夫

全国の特許室を訪ねて

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各経済産業局と、沖縄総合事務局に設置されている「特許室」。第6回は、四国経済産業局の特許室を訪ねます。管轄エリアは、徳島、香川、愛媛、高知の四国四県。今回は、知財に関する悩みや相談を窓口支援担当者がワンストップでお応えする「知財総合支援窓口」も合わせてご紹介します。

四国経済産業局 特許室

四国全体の経済は、総人口・総生産で全国の約3%を占めているといわれています。産業別のウエートは、農業・林業・漁業が5%～7%、製造業、商業では約3%となっています。そんな四国四県ですが、製造業の分野では、独自の技術で世界に誇れる企業も目立ちます。例えば、アクリル樹脂を何層も貼り合わせて水族館などの水槽を製造する会社や、大型の特殊クレーンを製造するメーカー。さらに、手袋産業やタオル産業などは地場産業としてよく知られています。四国の企業や団体を積極的に訪問するという特許室の蓮池睦人室長にお話を伺いました。



CLICK!

四国経済産業局
特許室のホームページはこちら

“知財は関係ない”と思いついでいる人へのアピール

四国経済産業局の特許室は、`うどん県、(商標登録第5516559号)で知られる香川県の高松市、JR高松駅に程近いサンポート合同庁舎内にあります。高層の庁舎からは中央埠頭を眼下に瀬戸内海が一望できます。特許室は、知財、特許行政の最前線にあり、蓮池室長は`特許庁の営業部隊、と位置付けて、四国四県の中小企業や支援団体等を積極的に訪問しています。知財を活用している企業とは、戦略的に活用する具体的な方法や手段などについて意見交換を実施し、知財を活用できていない企業、関心の薄い団体や個人については、啓発活動を行い、知財への関心と利活用のすそ野を広げていくことを目指しています。

「そのため、一見知財や特許とは関係のない集まりや講座、セミナーなどで、それぞれのテーマと知財をそれとなく関連付けた話題を盛り込み、知財、特許の重要性や利活用を訴えかけるようにしています。こちらから一方的に制度の仕組みや知財の活用について説明しても、関心を持っていただけない場合があります。まずユーザーの関心がどこにあるかを理解した上で、知財との接点や特許の大切さをお話しするようにしています」(蓮池室長)



職員が一丸となって四国四県をカバーしています

知財を活用する
すそ野を広げていく
ことが使命と語る、
蓮池睦人室長



「みとよ創業塾」と「知財塾」での成果

特許室では今年の2月、香川県三豊市と三豊市商工会が主体となって行った、起業家などを対象とした「みとよ創業塾」の企業のブランディングやメディア活用のポイントを解説する講座の中で、商標や意匠、特許の話題を話す機会を得ました。

「7回にわたる連続講座では、事業計画や資金計画、会計・税務などの講座が中心でしたが、メディア活用など講座のときに少々時間を拝借し、知財を活用した創業の話をさせていただきました。起業、商品開発にも知財が密接に関係しているということに気付いていただけたのではないかと思います」(蓮池室長)

話は、分かりやすいものを心がけています。一例として、形のよいリボンがワンタッチで結べる「造花形成リボン」のようなアイデア商材でも特許が取れることの紹介をしたり、特許権が切れたアイデア商材を起業や新たな商品開発のヒントにしては、と話しています。さらに、特許情報を調べる手助けとなる「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」に触れ、特許情報のようなビッグデータの中にも、起業や商品開発のヒントがあることや、商標活用に



失敗した事例などをお話したことで、受講者から高い関心が寄せられています。また、経営課題を知財の効能で解決することを意図した「知財塾」を開催しています。平成24年度から高知県で始まったこの塾は、愛媛、香川、徳島と毎年実施してきました。

「知財を経営戦略に組み込み、活かす方法などを実践的に学ばれた経営層の受講者には、知財活用のメリットをご理解いただけたと思います。また、技術開発層の受講者には、自ら誇りを持ってもらう良いきっかけとなったことと思います」(蓮池室長) 四国から始まった経営戦略に知財を組み込むことを学ぶ「知財塾」は、関東経済産業局においても実施され、四国では各県が主催する事業として継続して実施されることになりました。

商工会、商工会議所などとの連携を強化

知財を軸とした産・学・官・金の連携も欠かせないテーマです。「徳島県の例では、大学の持つシーズと企業のニーズをマッチングさせる会社が、地元の銀行と協力して活動した結果、平成26年度の大学の知財収入が前年比で約33倍の伸びを示しました。単なるマッチングに終わらず、研究開発成果の商用化までを銀行や中小企業診断士、弁理士、産学連携従事者などの専門家が支援したところに、この活動の特徴があります。特許室でもこの活動を支援しているところです」(蓮池室長)

蓮池室長は今後、中小企業診断士との結び付きを強めていく一方、各県の商工会、商工会議所をこまめに訪問し、連携していくことを目指しています。

「少しでも糸口を見つけたら、知財総合支援窓口などに確実に繋げていき、アフターフォローもしっかり行っています」(蓮池室長)

地元企業に知財をもっと身近なものとして活用していただくために、まさに特許室は最前線の「営業部隊」として活動の場を広げています。

気軽に利用したい知財総合支援窓口

中小企業の経営者や社員が抱える知財に関する悩みに応じてくれるのが、「知財総合支援窓口」です。気軽にしかも無料で利用できるこの相談窓口は、全国47都道府県に57カ所設置されています。

このうち、香川県の知財総合支援窓口では、知的財産管理技能士の資格を持った、黒田茂さん、辰野勇さん、長尾正美さんの3名が1年間で約1,200件の事案に対応しています。

「特許に関する警告や訴訟などをきっかけに、知財の重要性を再認識する会社がある一方、商標登録の出願などから、知財に目覚める、会社も増えています。先日は、特許室の調査員の方と東かがわ市にある特殊な手袋を製造している会社を訪問し、特許に関するご相談に応じました。」(黒田茂さん)

黒田さんはかつてメーカーで設計・開発を担当し、知財を活かした仕事の経験も豊富。だから、会社の実態に合ったアドバイスができるのです。

「もっと多くの企業さんに気軽に利用してほしい」と、黒田さんは親しみやすい口調で話してくれました。

知財総合支援窓口 全国共通 ナビダイヤル 電話:0570-082100

※全国各地の最寄りの知財総合支援窓口につながります。



窓口支援担当者の黒田茂さん(左)と長尾正美さん(右)

各種パンフレットを用意。支援ツールも充実している



特許情報分析を活用してください

中小企業等特許情報分析活用支援事業

専門的で負担が大きい、先行技術調査などの特許情報分析費用を軽減したいと、お考えではありませんか。特許庁では、研究開発時、出願前、出願中と、さまざまな段階に応じて、知的財産の戦略を包括的に支援します。

CLICK! 中小企業等特許情報分析活用支援事業



あなたは何段階？



特許情報は活用しなければもったいない

特許情報分析は、専門性が高く、費用負担も重いため、中小企業にとって頭を抱える問題です。そこで、研究開発、出願、審査請求の各段階のニーズに応じ、特許情報分析を包括的に支援する事業を開始しました。

特許情報は、特許出願中の案件について審査請求するべきかどうかの判断はもちろん、企業が技術開発を開始する前の研究開発段階から有効に活用できる優れた情報です。

新たな研究開発の方向性を検討、重複研究を回避したいなどの「研究開発段階」の方は、特許マップなどによる特許情報分析で、他社が進出していない分野への展開や新たな知見による発想から研究開発のヒントを得るといった可能性も広がります。特許出願前に権利化の可能性を把握したいなどの「出願段階」の方も、特許マップなどによる特許情報分析で、より広く強い権利の取得、オープン・クローズ戦略の策定などが期待できます。どちらも費用は無料（提

供する特許情報分析は100万円以下のものになります）。特許出願中の案件について審査請求すべきか検討している「審査請求段階」の方は、出願内容に関連する先行技術調査を通じ、無駄な審査請求の回避による経費節減や、拒絶理由通知などへの対応がスムーズになることが可能になります（10,800円以上の利用者一部負担が発生します）。申請はシンプルで難しくありません。「研究開発段階」、「出願段階」は公募制なので、なぜ利用したいのか、どんな課題を解決したいのかなど、会社の情報をしっかりとアピールしましょう。事業計画書を提出するのも有効です。「審査請求段階」は先着順です。調査・分析するのが海外文献や論文なども含まれる場合、追加費用がかかる場合があります。どの技術に対応する特許情報分析会社を選択すればいいのかについては、本支援事業 Web サイト上の特許情報分析会社リストをご覧ください。

ご利用の流れ

「研究開発段階」「出願段階」

- ① 利用申請**
中小企業等特許情報分析活用支援事業 Web サイトより申請書をダウンロードし、必要事項を記入。郵送・メールなどで事務局へ送付してください。
- ② 採択・不採択の結果を受け取る**
公募制のため、事務局が支援対象となる案件を採択します。
- ③ ヒアリング**
現状やご要望を把握するため、事務局がお話を伺います。
- ④ 三社面談・内容決定**
調査会社決定後、事務局と調査会社が伺い、具体的な調査内容を決定します。
- ⑤ 報告会**
調査結果を特許マップなどにまとめ、報告会でご説明します。
- ⑥ アンケート**
アンケート回答へご協力ください。
・採択決定から報告書納品まで約3カ月です。

「審査請求段階」

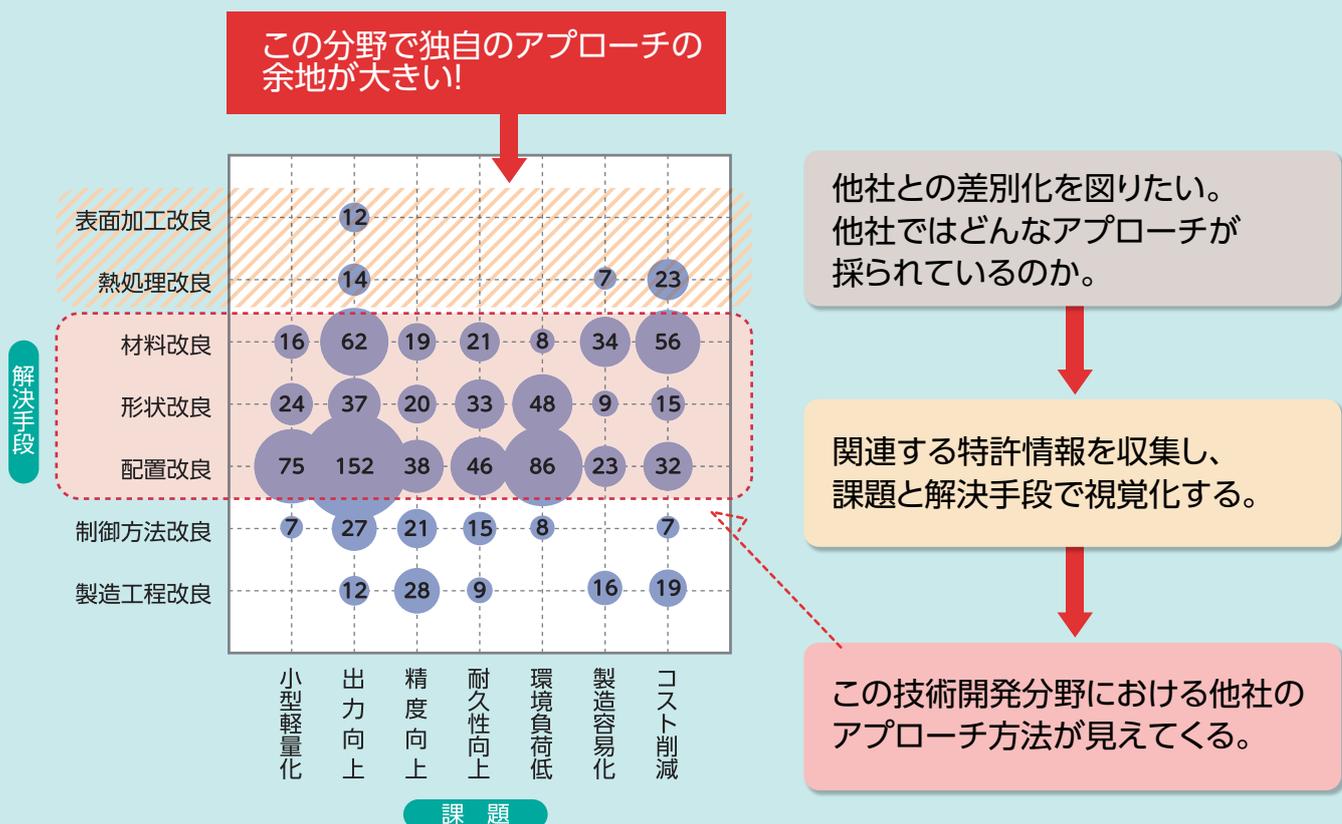
- ① 特許情報分析会社を選択**
中小企業等特許情報分析活用支援事業Webサイト上の特許情報分析会社リストから、依頼を希望する会社を選択します。
- ② 利用申請**
サイトより申請書をダウンロードし、必要事項を記入。郵送・メールなどで事務局へ送付してください。
- ③ 利用料金を支払う**
指定された期日までに利用者一部負担費用をお振込みください。
- ④ 特許情報分析開始**
- ⑤ 報告書を受け取る**
- ⑥ アンケート**
アンケート回答へご協力ください。
・申し込みから報告書納品まで約2カ月です。

特許マップって何？

特許マップとは、特許情報を収集し、整理・分析した結果を、図や表で表現したものです。技術開発における指針となり得るものなのです。

例えば、ある技術について、他社との差別化を図りたいとき、まずは現在、どんなアプローチが採られているか特許情報を収集します。次に、関連する特許を課題や解決手段別に

まとめ、視覚化すると、その技術でのアプローチ方法が判明します。そこで自社がどのような技術開発を進めたらよいかが見えてくるというわけです。研究開発の方向性策定、技術面での自社ポジションの把握、開発への投資可否判断など、さまざまなシーンで活用いただけます。



活用事例 1 研究開発段階

株式会社システムスクエア

支援申請を担当した皆さんへのインタビュー

株式会社システムスクエア

開発本部

池田 倫秋さん(右)

開発本部 研究開発グループ

山本 晋吾さん(中央)

林 信宏さん(左)



特許マップと独自情報を組み合わせて最強のデータに

今回調査報告を受け取った私どもは、知財支援事業、補助金に関して、インターネットなどでチェックするのが日常業務の一つです。今回の支援事業を知ったのも、その一環でした。興味をひかれたのは、「特許マップなどで特許情報分析を支援」という内容。特許マップという言葉は知っていても、知財戦略としてどう生かせるのか、どのような目的で使えるのかについては知識がなかったので、まずは、「特許マップとは何か」というところからのスタートでした。調べていくうちに技術開発のベースになる情報が得られそうだということが判明し、自社製品に関連する技術にどのような特許出願があるかを整理・分類すれば、研究開発の方向性の指針になるのではないかという思い申請を決めました。

実は8年ぐらい前から、他社の特許出願動向を調べようとデータベースを構築したことがありましたが、当時、まだ知財に関して詳しくなかったので精度が良く情報の抽出ができない状態でした(例えば、公開特許公報のトップページを見て、審査請求が未請求と書いてあったら審査請求していないのかなと勘違いするほど素人でした)。今回は、専門の調査会社の調査結果をいただけるということでしたので、どのような形で特許マップが提供されるのか、どんな結果になるのかも楽しみでしたし、私どもの士気も高まるのではという期待がありました。

簡単、スムーズ、ていねい!

平成27年の7月に申請書を作成し送付しました。最大100万円の特許情報分析が提供されるというわりには、申請書がこんな簡単でいいのかなと拍子抜けするほどわかり

やすかったですね。知財関係はもちろん、公的な補助金申請は日々行っているので書類作成には慣れていますが、他の申請と比較すると簡単に申請できたという印象です。今回、分析しようとした技術のカタログ、特許公報なども一緒に送りました。審査があるとは知っていましたが、不採用でも、自分たちの知識向上になりましたので、良しよしと思っていました。

採用後のヒアリングでは、親身になって相談に乗っていただき、ありがたかったです。余談ですが、最近の特許庁は本当に親身になってくれるという印象です。特許申請時も、こちらの開発背景、研究者の心情にも耳を傾けてもらえます。中小企業の立場を理解しようとしてくれているという姿勢がうれしいですね。

調査会社の方とのヒアリング時には、さまざまな種類の特許マップを見せていただき仕様の擦り合わせを行いました。発明者の経歴、出願動向、プロジェクトリーダー、出願状況などからも分析が可能だとわかり、興味深かったです。どのような特許マップを作成するかについて、私どもの要望をていねいに聞いていただきました。

打ち合わせがしっかりできていたので、報告書は想像通りでした。しかし私どもには一つ反省点があります。それは、報告書の仕様を決定する最初の話し合いの時、遠慮してしまっ

工場で生産・加工される食品や医薬品、樹脂材料など、あらゆる物に混入した異物を検出する為に使われている





金属検出機、X線検査機、かみこみ検査機など、現場に合わせたオーダーメイドの対応が好評を得ている



高い技術力は、日本国内はもちろん、アジアからも注目されている

たということ。専門家とはいえ、社外の方ですから、こちらから具体的な情報提供をしなければ、“かゆいところに手が届く”となるのは無理です。事前の勉強で特許マップ作成に、どの程度の作業が発生するか、どの程度の時間がかかるか、ある程度の知識を得ていましたので、無理を言うてはいけないのかなという気持ちが働き、抑制してしまいました。日常の触れ合いがある、課題意識が共通しているという状況ではない場合、限られた回数の打ち合わせで、効率よく、高い水準の結果を出すためには謙虚さが必要ないということを経験の課題として肝に銘じたいですね。

活用してこそそのデータ

報告書を受け取りましたが、これで終了だとは思っていません。今回のデータをどう生かしていくかが私どもの課題です。

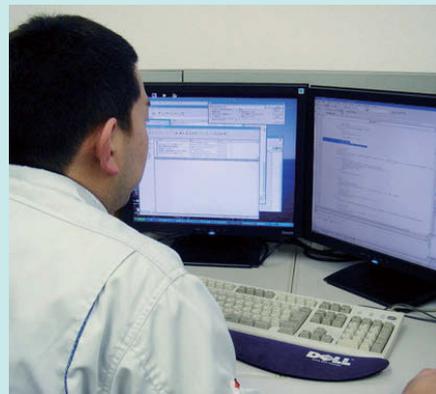
特許公報を全て読み、それぞれの課題に対してどういう発明が出たかを分析していただいたので、全く発明が出ていないという技術分野や、他社が手掛けていない技術分野があることが洗い出されました。そこに向けて開発を検討したり、製品の機能追加・改良したり、自社の開発の方向性に大きく影響する情報が得られたと思っています。

通常は、ユーザーサイドから要望で新機能を追加し、再度製品化するというのが一般的な流れですが、ユーザーの要望をそのまま製品に組み込めば、先行技術があって権利化されているがあるかもしれません。この流れの中に、特許情報が可視化されたマップが加わることで、安心が高まり、パテントクリアランスという視点でも有効利用したいですね。このデータを手掛かりにして、開発の方向性をより効

率良く、精度を高く構築していきます。また、ある技術の、この要素で、特許が何件出願されているかという情報も有益な情報です。今まではそのような観点がなかったので、非常に面白いと感じています。せっかくの情報なので最大限に利用します。私どもは、製品の中に異物がないか、割れ・欠けなどの形状不良、重力検査など人間の目では調べることが難しい検査を行う機械を作っています。人間の目で検査しているような感覚を持てるインターフェースを組み込むことや、より高度、より使いやすいなど、細分化されたユーザーの要望に対応できる製品づくりに、この情報を生かしていきたいと思っています。



顧客ニーズに細やかに対応。常に業界の最先端に行く



画像処理、データ分析などの最先端技術を積極的に取り入れている

株式会社システムスクエア

新潟県長岡市新産 3-5-2

設立：平成元年

資本金：4,000万円

社員数：140名

金属検出機、X線検査機などの異物検査機を開発設計・製作販売している。異物検査機とは、工場で加工される製品に、金属、石などの異物が混入していないかを検出する装置。常に高い安全性が求められるなか、食品、医療品など、幅広い分野で独自のノウハウを発揮している。企業理念は「魅力」「情熱」「信頼」。



活用事例 2 研究開発段階

沖縄県工業技術センター

支援による特許マップの報告会を終えた世嘉良さんのインタビュー



沖縄県工業技術センター
食品・化学研究班
研究員
世嘉良 宏斗さん

得た特許情報を生かし沖縄のために尽くしたい

私が所属する沖縄県工業技術センターは、沖縄県の自立的発展のため、地域技術の先導的研究機関として技術開発・支援、先端的研究に取り組んでいます。今回の支援事業を知ったのは2016年の7月。タイミング良く、その少し前に特許出願をした案件があったので、支援事業に申請しました。私はもともと大学では化学が専門だったのですが、こちらでは微生物の担当に。沖縄の資源を原料に使用し、微生物で発酵して、多種多様なものを作れないかということ进行研究しています。沖縄の発酵食品といえば泡盛や豆腐などを思い浮かべる方が多いと思いますが、微生物は食品はもちろん、プラスチックの原料になるものを作ったり、化粧品や医薬品の原料になるものを作ったりなど、とても用途が広いのです。

今回、調査を依頼したのは微生物が作ったものがどのような形で利用されているのか、その利用に向けた技術に関するものです。現在研究している技術は、ものは作れるようになったけれど、作ったものをどうやって利用したらよいかということに悩んでいました。さまざまな使用方法があるということは判明していたのですが、利用者はどのような人か、どの分野が有望なのかということを知りたかった。私の技術をどう使えば実用的なのかということをはっきりさせたくて、この制度を利用したいと思ったのです。

細やかなフォローと想像以上の情報量

特許庁の支援策を利用したのは初めて。申請書もシンプルで書きやすかったです。逆に言えば、記載項目が簡単だったので、これで伝わるのかなと思いながら申請しました。チェック項目ぐらいなら負荷はかからないので、もう少し細分化されていてもいいのではないのでしょうか。費用負担

がないので、競争率が高そうだなと思っていたら、1回目の申込みですんなり採用していただけて驚きました。とにかく全てにおいて丁寧にしていただいたという印象です。ヒアリングのときも、今回の報告会もわかりやすく説明してもらいました。毎回、沖縄まで来て説明していただけるのも助かります。通信手段が発達した時代とはいえ、顔を合わせて説明してもらったり、話を聞いてもらったりということが、とても大事なことなのだと改めて感じました。強いて改善していただきたい点を挙げるとすれば、ヒアリングの日程調整に1カ月程度時間がかかったことでしょうか。急ぎの案件ではなかったので、問題が起きることはありませんでした。

調査会社の方には三者面談の時に初めてお会いしたのですが、こちらからのオーダー内容に精通した方だったので、話が通じて助かりました。自分の要望に沿った内容だったので満足です。

先ほど報告会で特許マップなどの報告書を受け取りました。十分理解できるように説明していただきましたし、自分では想像できていなかった情報も入っていて参考になりました。自分が手掛けている他の研究開発に生かせる情報が得られました。私は特許に関してあまり知識がなく、特許マップが何かということも理解していませんでしたので、そういう意味でもとても勉強になりました。

特許マップを自分で作るようになったらどうでしょうかね。作れないことはないでしょうが、大変な作業だなとは思いますが。どんなところまで、何を利用して作るかによってかかる費用も時間も全然違ってくるでしょうし、やはり難しいでしょうね。

今後どう生かすかが自分の課題

今回の支援については、公設試知的財産アドバイザーが私の同僚に支援事業を紹介し、それを私に教えてくれたことがきっかけで活用することができました。実は、この支援の他にも、特許出願についても的確なアドバイスを受けていて、とても助かりました。実際の特許出願は弁理士さんをお願いしましたが、知財独特の言葉の意味が分からない私に、公設試知的財産アドバイザーが一つひとつ説明しながら進行していただいたので、不安もありませんでした。



オリジナルのパンフレットで、最新の開発技術などを紹介

特集1

特許情報分析を活用してください
中小企業等特許情報分析活用支援事業

特許や知財に関することは言葉づかいからわかりにくいことが多いですね。出願までは6カ月ぐらいかかり、研究とは違う意味での苦労がありましたが、今は、充実感と今後の展望が見えてきたので、また新たな意欲がわいてきました。

今回の案件に関連して、来年度から新しい事業が始まる予定になっています。今後の研究計画で、特許マップの情報を生かし、どんな分野のテーマにするかということにつなげていきたいですね。

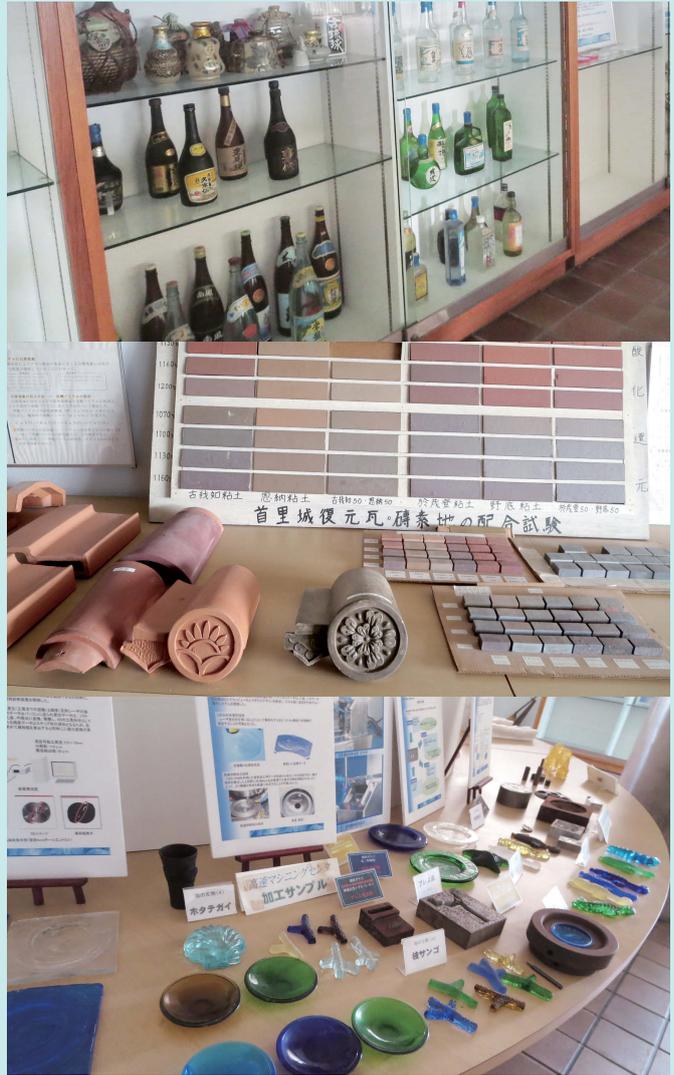
具体的には、実際に原料を大量に使うという市場ができるというわけではないので、今回調べてもらった内容を基礎にしながら、どういう分野で市場が作られていくのかということを行先行して検討し、用途の開発を行うことを考えています。特許マップの基となるデータは、エクセルでまとめたいただいたので、必要な特許情報のみを抽出する、キーワードや条件を変更して分析するなど、自分自身でカスタマイズ・バージョンアップできそうです。これをうまく活用して、新しく市場を作り、県内企業が原料供給できるようなストーリーになればいいなと思っています。3年から10年以上かかるものもあるでしょうね。腰を据えて取組んでいきます。また、地域にどう波及させるかも私の課題の一つ。今回、出願した特許はものを作る技術ですが、これまでの特許出願で、我々が抑えている分野でもあり、できれば沖縄県の企業に携わってもらいたいと思っています。ただ、沖縄県内の企業は、全国的な企業バランスとはちょっと異なっていて、食品系が多いという特徴があります。このため食品以外にも展開できるような技術が出てきたときに、それを使ってくれるところが少ないのが現状ですので、県内に新しい会社を設立するというのも大事ですが、県外の企業にも沖縄に目を向けてもらい、進出してもらえたらうれしいですね。

有益な情報は常にセンター内で共有しようとしています。集まれば必ずとそういう話になり、情報交換していますので、この経験を生かし、今後は積極的に支援制度を利用していきたいと思っています。



報告会で、特許情報分析会社より分析結果を受け取った

展示室では工業技術センターの研究内容や関連資料を展示している



沖縄県工業技術センター 沖縄県うるま市州崎 12-2

昭和34年5月、琉球政府経済局蚕糸検定所内に「琉球工業研究指導所」設立。昭和47年5月、本土復帰に伴い「沖縄県労働商工部」の出先機関として、「沖縄県工業試験場」と名称を改める。平成10年4月、「工業試験場」を具志川市州崎に移転し、「工業技術センター」に改称。平成11年3月、特許庁より沖縄県知的所有権センターの認定を受けた。先導的技術研究機関として沖縄県の自立的経済発展を担っている。



企業の皆さまからの声『こんな形で先行技術調査を利用しています』

ケース 1

無駄な費用削減!!

権利化の可能性を予測できるので、特許になる可能性の低い出願は審査請求せず、無駄な支出を回避することができています。

ケース 2

迅速な権利化!!

拒絶理由が予測できたので、実際の拒絶通知に迅速・適格に対応することができました。

ケース 3

研究に専念!!

調査のアウトソーシングで研究開発業務に集中することができました。

ケース 4

信頼される調査結果!!

プロの調査だから信頼度が高く、社内稟議の決済が簡単に得られるようになりました。

ケース 5

適切な権利取得!!

弁理士とのコミュニケーションツールとして利用することで、より適切な権利化が実現できました。

ケース 6

調査力・開発力の向上!!

調査ノウハウ、研究開発段階から注意すべき技術を知ることができ、新たな研究開発のヒントを得るきっかけになりました。

大好評につき次年度も継続支援します!

平成 27 年度は、「研究開発段階」、「出願段階」は年間 50 件(全 6 回)の公募に、100 件を超える応募がありました。9 割が中小企業、1 割が公共団体です。平成 28 年度は、公募の件数

を増やし継続する予定です。報告書を受け取った後に回答いただいたアンケートは集計・分析し、問題点や改善すべき点を精査し、改善していきます。

担当者の声

知ってもらわなければ利用もしていただけないと、開始当初の 2 カ月で約 30 社を訪問しました。知名度が上がらないのは自分の努力不足であると感じて必死でした。企業訪問時に得た情報は、担当チームで共有して、制度の改善、PR 方針の策定に活用しました。訪問後、この制度を利用していただいた企業が何社もあり、皆さまのお役に立てたことがうれしかったです。今はこの制度を利用するタイミングにないという方にも知っていただくことが不可欠ですし、必要な時に思い出してもらえようなアプローチも欠かさず行っています。中小企業支援の支援策はほかにもありますので、ぜひご活用ください。

総務部普及支援課
産業財産権専門官
市来 知晃

中小企業の皆さんが使いやすい制度でなければならないという思いで取組みました。私自身も特許マップについて詳しくなかったので、まずは特許マップを作成する特許調査会社へヒアリングに伺うところから始めました。一番苦労したのは、申請から報告書ができるまでの流れを一から作ること。事業者の選定など、あらゆる意味で公平な制度でなければならないので、何度も細かいフロー図を作って課題解決に尽力しました。もちろん、これで完成・終了ではありません。利用者の気持ちをもっと知りたい、中小企業の生の声をもっと聞きたいと思っています。皆さんのニーズを把握し、今後の事業に生かしていきたいですね。

総務部普及支援課支援企画班
支援企画第一係長
鯉沼 篤史

CLICK!

中小企業向け支援策



営業秘密・知財戦略相談窓口

「営業秘密110番」が1周年を迎えました

新しい技術やノウハウが生まれたとき、特許出願し権利化するか、営業秘密として秘匿化するか、多くの企業が悩んでいます。これには一問一答的な答えがなく、技術やノウハウの内容・性質、その企業の事業戦略などに応じて、さまざまな選択肢が考えられるからです。また、企業が秘匿化を選択した場合には、営業秘密として保護を受けるために、適切に情報を管理することが必要になります。

営業秘密・知財戦略相談窓口では、こういった悩みを知的財産戦略アドバイザーや弁護士に無料で相談できます。窓口が2015年2月2日に相談業務を開始してから1年が経ちましたが、この1年間に寄せられた相談の内容からは、営業秘密の保護や知財戦略は一部の企業に特有の課題ではなく、中小企業にも当てはまる身近なものであることがわかります。

また、本稿では、開発準備中のタイムスタンプ保管サービスについてもあわせて紹介いたします。



普及啓発活動に力を入れています

INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）では、特に中小企業の方に知財戦略の重要性や営業秘密管理の重要性を知っていただくため、営業秘密・知財戦略相談窓口に所属する知的財産戦略アドバイザーを講師として全国に派遣し、セミナーを開催してきました。2015年度の実績は合計70回以上に及びます。

セミナーは、営業秘密に関する基本的なルールや営業秘密管理の方法に関する解説が中心です。セミナーを受講して対策の必要性や問題意識を感じた方が、次に、「では我が社ではど

う対応すればいいのか」、「どこから着手すればいいのか」といった実践的な内容の相談を、窓口で寄せられるケースが多く見られました。

セミナーは、2016年度も引き続き実施します。技術やノウハウを保有する全ての企業に不可欠な内容ですから、ぜひ一度受講してください。

さらに、営業秘密・知財戦略セミナーの重要ポイントを中心に解説したeラーニング教材を、2016年3月末に無料で公開する予定です。こちらも併せてご利用ください。

まずは、電話で相談を

窓口では、電話やメールでの相談を、予約なしで随時受け付けています。相談実績を見ると、全体の70%は電話による相談でした。まず電話で相談し、その後訪問相談を行うケースもありました。どんなに些細なことでも、まずは気軽に電話相談をご利用ください。

また、知的財産戦略アドバイザーによる出張訪問相談がたいへん好評です。企業としては営業秘密を慎重に管理しているつもりでも、アドバイザーが現地を訪問すると多くの問題を発見します。社内では常態化しているため問題だと気づきづらく、したがって適切な解決策も見いだせないケースには、知識を持った第三者の目が必要なのです。今後も相談者の要望や必要性に応じて、出張訪問による相談を実施し、問題の掘り起しに努めたいと考えています。

電話番号：03-3581-1101（内線 3844）



こんなとき、どうすればいい？ ～営業秘密110番へのよくある相談内容～

case 1

技術を開発したが、特許出願したほうがいい？ それとも…？

新しい技術やノウハウは開発した企業の財産ですから、保護しなければなりません。その方法として、特許への権利化や営業秘密としての秘匿化などがありますが、どちらを選べばいいのか。ときには、「我が社にも保護すべき情報があるのか」といった基本的な相談もあります。

それらを見極めるためには、技術やノウハウの内容や性質

だけではなく、開発した企業の事業内容や知財戦略、競合他社や業界の動きなどのバックグラウンドまで把握しなければなりません。

相談窓口を担当する知的財産戦略アドバイザーは、企業での経験が長く実務に精通していますので、安心してご相談ください。役立つアドバイスが得られるはずです。

case 2

うちの営業秘密、どう管理すれば守れるの？

企業の大切な情報が不正に持ち出されたとき、民事上・刑事上の措置をとることができます。しかし、そのためには「営業秘密」として管理されていることが必要です。営業秘密として認められるための条件は、不正競争防止法によって規定されています。

その条件とは、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）ですが、相談窓口では特に秘密管理性を満たす管理体制についてアドバイスしています。たとえば、大切な図面を社外に持ち出す際には厳

しい手続を設けても、社内では机の上にだれでも見られるように置いているといった状態では、秘密管理性を満たすといえません。

そこで、知的財産戦略アドバイザーは、具体的な管理方法をその企業の規模やリソース等の実情に照らして一緒に考えていき、企業にとって無理のない方法の選択をアドバイスいたします。相談窓口寄せられた案件のなかで、営業秘密の管理に関するものがもっとも多い相談です。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、相談が複数回に及ぶこともあります。

case 3

社員が営業秘密を持ち出したかも？ どうしたらいい？

元社員が転職あるいは起業した際に、自社の技術が流用されているのではないかと不信感を覚える方もいるでしょう。そんな場合、どうしたらいいのでしょうか。

営業秘密の漏えいが疑われるケースは、おもに弁護士が対応しています。まずなにより事実確認が大切ですから、冷静に事実関係を整理すること、そのための証拠の集め方、警察に

相談する際のポイントについてアドバイスいたします。

中小企業からの相談では、情報だけでなく、図面や金型などの実物が流出していることが疑われるケースもありました。こういった場合も事実関係や相談者の意思をよく確認しながら相談に応じています。

case 4

うちの技術がインターネットに流出した。どうしよう？

コンピューターウイルスに感染、ハッキング、あるいは内部からの持ち出しなど、情報セキュリティに関する相談も寄せられます。

情報流出が事実なのか、どこから漏れたのかなどの調査には、専門的な知識が必要です。相談窓口で対応できない場合は、

専門機関である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）にお繋ぎしています。情報セキュリティの分野は、日々、高度に複雑に進化を続けています。中小企業でも、標的型攻撃メールで狙われる可能性は十分考えられます。最新のセキュリティソフトに更新するなど、適切な管理が重要です。

タイムスタンプの保管サービスを始めます (2017年3月開始予定)

●タイムスタンプとは

タイムスタンプは、電子データに時刻情報を付与することにより、その時刻にそのデータが存在し、またその時刻から、検証した時刻までの間にその電子情報が変更・改ざんされていないことを証明するための民間サービスです。電子文書は、いつ、誰が作成したのかが判明しにくく、しかも、いつでも容易に改ざんでき、改ざんされたか否かも判別しにくいという性質があります。そのため、誰がいつ作成したのか、またその電子文書が原本と同一で改ざんされていないのかを、後から証明する手段が求められており、知的財産の分野においてもタイムスタンプの利用が広まってきました。

知財管理においては技術情報の保有時点を証明可能にしておくことが重要です

特許への権利化や営業秘密としての秘匿化を含む戦略的な知財管理を実施する際、紛争等が生じた場合においても技術情報の保有時点を証明可能にしておくことが重要です。たとえば、営業秘密漏えい事件の紛争においては、営業秘密保有者は、漏えいした技術を自ら保有していたことを立証する必要があり、特許侵害訴訟において先使用权を主張する場合も、特許権者が出願した際に発明の実施である事業

またはその準備をしていたことを証明する必要があります。また、すでに公知となっている発明は特許にすることができませんが、その時点で公知となっていたという事実を証明するなど、知的財産の分野においては、他にも文書の保有・存在及び保有時点などを証明することが必要となる場合があります。このような証明の手段の一つとして、タイムスタンプが有効であると考えられます。

タイムスタンプの課題

特に営業秘密や先使用权の立証においては、長いタイムスパンで立証できるようにしておく必要があることから、タイムスタンプを長期間に渡って安定して保管することが必要です。

しかし、現状では、自社でタイムスタンプを管理することが多く、紛失や攻撃による改ざんの恐れがあります。

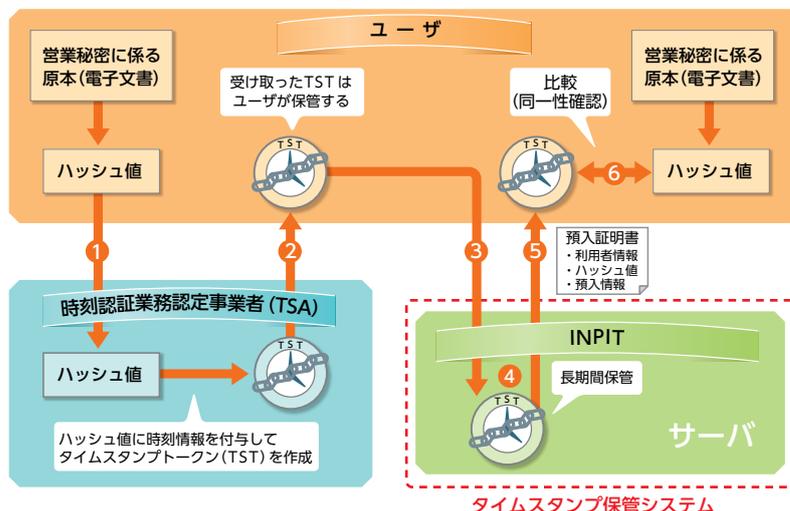
INPITのタイムスタンプの保管サービス

こういった課題を解決するために、INPITは、時刻認証業務認定事業者(TSA)が発行したタイムスタンプトークン(TST)を、ユーザから預かって長期間安全にバックアップとして保管します。そして、ユーザがそのTSTを必要とした場合には、預入証明書とともにTSTを提供します。このタイムスタンプ保管サービスを活用して原本証明を行うまでの流れは、右図に示すとおりです。なお、INPITが提供するサービスは、営業秘密の原本(図面等の電子データ)そのものを預かったり、タイムスタンプを発行するものではありませんのでご注意ください。INPITの保管サービスは無料です。現在、2017年3月のサービス開始を目指して鋭意開発を進めています。詳しくはINPITの営業秘密・知財戦略ポータルサイトをご覧ください。システムの機能や利用方法などは、随時お知らせします。

タイムスタンプ保管システムによるユーザメリット

- 1 タイムスタンプトークンを公的機関で保管することによって、改ざんを防止し、長期間安定なバックアップが可能になる。
- 2 国内外での係争時に、先使用权や営業秘密などの保有時点の証明に疑義が生じた場合、ユーザの立証負担を軽減することができる。

タイムスタンプの付与・保管・証明の流れ



これまでにない商品を開発し、新しい指標を浸透させる 健康というブランドイメージを構築

株式会社タニタ

1944年に設立した株式会社タニタは、シガレットケースの製造販売から、他社ブランド商品の製造を経て、ヘルスマーターやクッキングスケールなど、はかりの製造販売を行ってきました。1990年頃から「健康ビジネス」に特化しようと企業方針を定め、以来、体脂肪計や体組成計などの「健康をはかる」事業で成長。2010年に大ヒットしたレシピ本「体脂肪計タニタの社員食堂」(大和書房刊)や2012年に開店した「丸の内タニタ食堂」といった食への提案をはじめ、運動や休養にも領域を広げ「健康をつくる」事業を多角的に展開しています。

取材協力：株式会社タニタ 東京都板橋区前野町 1-14-2
事業内容：体組成計、活動量計をはじめとする家庭用・業務用計量・計測機器などの製造・販売



- ① タニタ本社
- ② ヘルスマーター第1号。「家で体重をはかる」を定着させた
- ③ 初期の商品。オープントースターや電子ライターなども

知的財産室 室長(弁理士) 加藤公久さん



タニタブランドこそが、もっとも重要な知的財産

タニタ躍進のきっかけとなった体脂肪計には、特許など多くの知財が活用されていました。知的財産室室長の加藤公久さんは「2006年に基本特許が切れた後、それまで知財に保護されていたありがたみを痛感しました」と語ります。以前は、別方式との競合はあっても、他社の参入や低価格競争などがなかったからです。

タニタがこれまでに国内で登録した知財は、特許約1000件、意匠約1000件、商標約800件にのぼりますが、そのうち現在活用中のものは特許約220件、意匠約170件、商標約230件です。しかし知財とは、特許など権利化できるものだけではありません。たとえば、タニタ食堂のレシピや集団健康管理サービス「タニタ健康プログラム」などは権利化できなくても大切な知財であり、タニタブランドの構築に大きく貢献しています。

タニタは2012年に「丸の内タニタ食堂」を開店し、それまで未経験だった飲食業を始めました。「これからも、『健康』に関連することであれば、チャレンジを続けるでしょう。知財を中心に様々な努力をし『タニタ=健康』のブランドイメージをもっと高め、もっと広めることを目指していきます」(加藤さん)。

世界初の「筋質点数」でもっと「からだの見える化」を

乳児から高齢者まで様々な人の筋肉の研究から、筋肉の質の違いが分かってきました。筋質がすぐれていると、筋線維が密で線維の外の脂肪や水分などが少ない筋肉になります。反対に筋質が低い筋肉は、筋線維が細く線維の外の脂肪や水分などが多い筋肉となり、同じ筋肉量でも弱い力しか発揮できない傾向がみられます。タニタは長年の研究の結果、この筋肉組織の状態を電氣的に評価する技術の実用化に成功。このシーズを元に、筋質を点数化して表示する体組成計を2015年に発売しました。筋肉量だけでなく、例えば、高齢者の筋肉の状態がわかれば、転倒や関節疾患による介護予防につながるでしょう。からだの状態の計測、すなわち「からだの見える化」は、生活習慣を見直すきっかけになります。タニタでは通信機能を備えた体組成計や歩数計、血圧計とwebを活用した「タニタ健康プログラム」を社内を導入したところ、社員の医療費を約1割削減できました。この取り組みは2012年、厚生労働省の「第2回健康寿命をのばそう! アワード」で厚生労働大臣最優秀賞を受賞しました。

筋質点数もわかる体組成計「インナースキャンデュアル」



体組成計などの計測結果をスマホで管理する健康管理アプリケーション

知財とともに、会社が成長する HISTORY

PAST

ヒット商品にはたくさんの知財

1990年頃、健康ビジネスに特化すると決めたタニタが体脂肪計の開発に向かったのは、ある医師の言葉がきっかけでした。「肥満とは、体重が重いことではない。脂肪が多いことだ」当時はすでに、腕と脚に電極を貼付けて体脂肪率をはかる技術はありました。タニタはこの基本特許を導入し、さらに研究を重ねて1992年、「乗るだけで」体脂肪率が計測できる体脂肪計を開発。これには基本特許のほかに、タニタが独自で開発した特許も活用しています。その後、1994年には家庭用を、1995年には定価2万円の家庭用普及版を発売し、大ヒット。それまでにはなかった「体脂肪率」という指標が、浸透していきました。

1992年発売の体脂肪計第1号。業務用で45万円だった



タニタの特許である透明の電極を使用した体脂肪計

NOW

模倣品には断固、立ち向かう



模倣品が出回った「ポケットブルスケール」の正規品

タニタが海外に進出したのは1976年頃にさかのぼります。当初はドイツ、ヨーロッパが中心で、外国での知財登録も行っていました。1995年頃、ヨーロッパやアメリカ、国内でも、宝石などをはかるポケットブルスケールの中国製模倣品が見つかりました。税関での差し止め請求など、あらゆる法的措置は講じたものの、再発の予防策には長い間、苦慮しました。見た目ではまったく見分けられず、計測値も正規品と比較しないとニセモノだと発覚しづらいからです。2015年、予防策として真贋を見極める認証アプリを導入しました。今後、アプリの有効性やほかの商品への導入も検討する予定です。

FUTURE

健康をはかるから、健康をつくるへ

「知財の大切さは、社内の隅々まで浸透している」と胸を張る加藤さんも、「今後は、知財をどう活用するか、目的の共有が欠かせない」と言います。そのため、四半期ごとに開発部や事業部、デザイン室、海外部などの代表者が一堂に会して、知財についてそれぞれの立場から意見を述べ、情報を集約。そのうえで、必要な知財を取捨選択する場を設けています。大変な作業ですが、知財を活用する以上、避けては通れません。「知財登録は手段であって、目的であってはいけません。タニタはこれからも知財を活用して、『健康をつくる』目標のために尽力します」（加藤さん）。



消費カロリーがわかる活動量計や電子尿糖計など、健康にかかわる商品を多数扱う



中小企業向け減免制度はすべて活用

特許の審査請求料や毎年かかる特許料、国際出願にかかる手数料など、知財にかかる費用は中小企業には負担です。しかし、中小企業向けの減免制度がたくさん用意されています。「タニタでは減免制度の情報を集め、活用できるものはすべて活用しています。経営陣が知財を重要視して、知財にかかる予算は十分に確保されていますが、その限られた予算をいかに有効に使うかも知的財産室の役割です」と加藤さんにはこやかに語ってくれました。



開催挨拶 (伊藤長官)

パネルディスカッション

特別講演 (東京大学 小川様)



イベント報告

グローバル知財戦略フォーラム 2016

国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取り組みの情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供する「グローバル知財戦略フォーラム」。平成 27 年度は「新たなビジネス・知財戦略と地方創生の実現に向けて」をテーマとして、1 月 25 日、26 日に、(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) との共催で開催しました。

講演やパネルディスカッションのほか、画像意匠公報検索支援ツール「Graphic Image Park」を体験できるコーナーも好評で、来場者は 2 日間で 1,700 名を超えました。

小柳特許技監の中継による挨拶

巡回特許庁 in 中部 中部知財フォーラム 2015

主催 / 経済産業省中部経済産業局 共催 / 特許庁



中部経済産業局
波多野局長の挨拶

澤井審査第二部長の挨拶



基調講演
(三菱航空機株式会社 中西様)



模擬審判廷による審判の実演



イベント報告

巡回特許庁 in 中部

特許庁・中部経済産業局は、(独) 工業所有権情報・研修館と協力して、2月19日～26日に「巡回特許庁 in 中部」を開催しました。

24日の「中部知財フォーラム 2015」では三菱航空機株式会社コーポレート本部の中西次長による「国産ジェット旅客機の開発」をテーマとした基調講演、25日の「巡回特許庁セミナー」ではテレビ面接審査の紹介、模擬審判廷による審判の実演などが行われました。また、愛知県にて約20社を対象に審査官と出願人が直接面会し、出願や技術内容等に係る相談として約110件の巡回審査(出張面接)を行いました。

全国ご当地 ブランドめぐり



特産品などをご当地ブランドとして発信し、わが町を盛り上げようと奮闘する人々と、その土地ならではの逸品を紹介する、全国ご当地ブランドめぐり。今回は、商工会、商工会議所として全国ではじめて地域団体商標の登録を行った2団体に、地域の産業振興にかける熱い思いをお聞きました。

氏家うどん

栃木県

商標登録 第5817109号

権利者：氏家商工会

地粉100%。独特な風合いと食感を備えた田舎風うどん

氏家うどんの発祥地であるさくら市は、東京から北へ115kmほど行った栃木県中部に位置しています。さくら市の氏家地区は昔から農業が盛んで、中でも小麦の生産量が多いことで知られています。氏家商工会では、地域が一体となって取り組むことができる地域振興策や中心市街地の活性化策を検討していたところ、この氏家産の小麦粉を使ったうどんに着目し、2005年に「氏家うどん事業」を立ち上げました。氏家うどんに使われる小麦粉は、100%氏家地区で生産されたもので、胚芽やふすまを付けたままひいた全粒粉のため、ビタミンやミネラル、繊維質を多く含んでいます。うどんは田舎風で、小麦の持つ独特の色合いと香りを備えた素朴な風合いが特徴です。氏家うどんは、氏家商工会が認証した10カ所の飲食店で提供しているほか、生麺を市内のスーパー、道の駅、JA直売所などで販売しています。さらに、

市内の小学校の給食にも提供すると共に、学習の一環として「うどん打ち体験」なども実施しています。また、年に10回程度、市内外の各種イベントに出展して、PRに努めています。

2016年1月8日に商工会として全国で初めて地域団体商標登録されましたが、この登録を最終目的にすることなく、生産者、委託の食品加工会社、そして提供する飲食店などが一体となって、さくら市の誇れる財産となるよう、今後とも普及に努力していきます。

市内の10カ所の飲食店で提供しているほか、生麺は市内のスーパー、道の駅、JA直売所などで買い求めることができます



中津からあげ

大分県

商標登録 第5817143号

権利者：中津商工会議所

揚げたてジューシー、ひときわ香ばしさが広がる美味しさ

中津市には、中津城をはじめ青の洞門や福沢諭吉旧居など歴史的な建造物が多くあります。さらに耶馬溪に代表される景勝地もあることから、観光都市として多くの方々に知られています。

この中津市で、昔から食べられていたのが鶏の「からあげ」でした。戦後、市内には食糧難対策として養鶏所が多く設けられたため、鶏肉の産地となりました。その鶏肉を使った「からあげ」は、旧満州（中国東北部）から引き揚げてきた人たちが昔の味を懐かしんで作ったとも言われています。1965年頃

から地元の名物として知られるようになり、最近になって「聖地中津からあげの会」が設立され、テイクアウト専門店を中心に「中津からあげ」が地元の味として提供されてきました。法改正により、2014年8月から商工会議所等も地域団体商標を出願・登録できるようになったことから、中津市役所の要望もあり、地域ブランドを守り育てるという趣旨で中津商工会議所として「中津からあげ」の商標出願を行いました。「中津からあげ」は国産鶏を使用し、しょうが、にんにくをベースとした各店舗独自の調味液に浸した後、醤油味あるいは塩味を付加して揚げたもので、作り置きをせず、揚げたてを提供するのが特徴です。今後は、商標の利用規約の整備を図りながら、県外の物産展でのPRや、ネット通販なども充実させていきたいと考えています。

市内の専門店では作り置きをせず、注文を受けてから揚げるため、いつも熱々でジューシーな「中津からあげ」を食べることができる





CLICK!

特許庁の主な出来事や最新情報は公式 Twitter でチェック!

1月 Main affair in January, 2016

8~15日 A 途上国研修として、審査基準の改訂に携わる特許審査官を対象とした特許審査基準コースを実施。

13日 B 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第8回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催。

14~22日 C 途上国研修として、税関職員のうち、知的財産権の水際取締りに従事する者を対象とした実務者向け模倣品対策コースを実施。

18~29日 D 途上国研修として、国際条約や知的財産法の知識、審査基準、サーチ手法などの専門能力を高めることを目的とした WIPO 審査 (初級) コースを実施。

21日 E 産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会 第15回商標審査基準ワーキンググループを開催。

25日 F 平成 27 年度 Patent コンテスト・デザイン Patent コンテスト表彰式を開催。Patent コンテストでは 31 件、デザイン Patent コンテストでは 30 件について表彰した。

25~26日 G グローバル知財戦略フォーラム 2016 を開催。IoT 時代の知財マネジメントに関する特別講演、職務発明に関する法改正についての講演、パネルディスカッションなどを行った。

26日 H ベトナム知的財産権の保護および執行強化プロジェクトの一環として、ベトナムにおける知的財産権の取締りに関係する 5 機関の研修団が、特許庁を訪問。

27~2/2日 I 途上国研修として、両国における審査制度の共通点や相違点などを学ぶインドネシア商標コースを実施。

29日 J 中小企業知財金融促進事業の一環として、知財金融シンポジウムを開催。知財ビジネス評価書の作成意義についての講演などを行った。



2016.1.08 ~ 15



B

2016.1.13



2016.1.14 ~ 22



D

2016.1.18 ~ 29



E

2016.1.21



F

2016.1.25



G

2016.1.25 ~ 26



H

2016.1.26



I

2016.1.27 ~ 2.02



J

2016.1.29

2016年1月～2月の主な出来事



2月 Main affair in February, 2016

途上国研修として、ASEAN 全加盟国のマドリッドプロトコル加盟、加盟後の制度活用を支援を目的に ASEAN マドプロ実務コースを実施。

A 1～8・18～25日

巡回特許庁 in OKINAWA を開催。商標を主体とした「テレビ面接審査デモ～商標編～」を実施した。

B 3日

途上国研修として、特許審査に従事する予定の者を対象とした南アフリカ特許審査実務コースを実施。

C 3～17日

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第9回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催。

D 4日

インド特許意匠商標総局グプタ長官が特許庁を訪問。伊藤長官、小柳特許技監と、意見交換を行った。

E 4日

特許庁1階ロビーにて、インターネットショッピングにおける模倣品・海賊版対策についてのパネルディスカッションを開催。

F 9日

インドネシア知的財産総局ルビス協力・知財推進局長、パルデデ捜査・紛争解決局長らが、特許庁を訪問。

G 10日

産業構造審議会 第7回知的財産分科会を開催。特許法の改正報告と職務発明ガイドラインなどについて審議を行った。

H 12日

途上国研修として、WIPO ジャパンファンド行政コースを実施。特許庁、WIPO それぞれの講師が講義を行った。

I 16～23日

ガリ世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局長が訪日。経済産業省において林大臣と会談を行った。

J 17日

地域における知的財産権の効果的な取得や活用を支援することを目的として、巡回特許庁 in 中部を開催。

K 19～26日

エジプト特許庁のエウイグ長官が特許庁を訪問。伊藤長官と今後の両国間の協力について意見交換を行った。

L 23日

アメリカ・アレキサンドリアにおいて、日米欧三極特許庁・ユーザー会合が開催。特許庁から小柳特許技監が出席した。

M 23日

特許・意匠・商標など、「知財」にまつわる歴史的なエピソードを、マンガでご紹介します。

不可能?!
ホントかな?

胃の中には光がないから不可能だ!
寝ぼけたことを言っていないで例の研究に集中しろ!

レントゲンでは見えない早期の胃ガンや胃潰瘍を発見するために胃の中に超小型カメラを挿入して胃壁の写真を撮りたいのです

うーん……
まあ……
やってみましょう

私も東京に戻るので一緒に帰りましょう

宇治医師と同行。

帰京予定だった睦夫は、

以前にもご相談しましたが……
胃の中を撮影する装置を開発できませんか?

あっ
宇治先生……

その日、
キティ台風が関東を直撃!
臨時停車
いたします!

胃の中は真っ暗ですね

光はどれくらい必要なの……

どうしたら映るの……

ふたりは、
とじこめられた車内で、
夜を徹して夢の機械
「胃カメラ」の話に熱中……

光学機器をまったく知らない医者

医学をまったく知らない技術者

終戦後、睦夫は
世界最先端の顕微鏡の
国産化を目指した研究を担当。

社運を賭けた研究だ!

1918(大正7)年、
静岡県浜松市に生まれた杉浦睦夫。

東京写真専門学校
(現・東京工芸大学)を卒業

1938(昭和13)年
高千穂光学工業
(現・オリンパス)入社

1949(昭和24)年8月31日、
諏訪工場に出張中の睦夫を、
東京大学附属病院の外科医
宇治達郎が訪ねてきた。

外科医から
こういう
依頼があるが……

当時、胃の中の状態を診るには
バリウムを飲んで、
レントゲン撮影するしかなかった

1950(昭和25)年11月3日、
日本臨床外科学会にて発表。

特許
発明者を
杉浦睦夫、宇治達郎、深海正治の
連名で特許申請
特許第191516号

35ミリフィルムを
7等分して
5ミリ幅のフィルムにして
使おう

やった!
ついに完成だ!

試行錯誤を重ね……

その後、睦夫は……

よーしっ!
これからは
胃カメラの研究に
全力投球だ
不可能でないことを
実証してやる!

屋は社命である
顕微鏡の研究

夜は胃カメラの研究

最先端の顕微鏡完成!

そして
ついに……

睦夫は生涯、
医療用の光学機器の開発を行い、
1986(昭和61)年に亡くなるまで、
約20件の特許を取得。

1955(昭和30)年
オリンパスを退職し
杉浦研究所を設立

ファイバースコープ

世界中の医療に貢献

モニター観察ができる
ビデオスコープなど

睦夫たちの開発した胃カメラは
その後も進化を続け、
現在の「内視鏡先進国」日本の
礎を築いた。

機械設計のエキスパート
深海正治が部下に加わり、
診察を終えた宇治医師も参加。
三人で研究が続いた。

レンズは
5センチの距離でも
撮影できる
接写レンズを使おう!

人間の咽喉と食道の
平均的な口径は14ミリ
カメラは
それより小さく口径12ミリ
内径8ミリを目指そう

光が必要だ!
直径5ミリの豆電球を
開発しよう!